

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表項番 1 から項番 7 まで各項の（あ）欄により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

実施機関が行った別表項番 1 から項番 7 までの各項の（お）欄に記載の各決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 7 までの各項の（い）欄に記載の年月日に、実施機関に対し、別表項番 1 から項番 7 までの各項の（う）欄に記載の旨の公開請求（以下項番順に「本件請求 1」から「本件請求 7」といい、あわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求を却下する理由を次のとおり付して、条例第10条第 2 項に基づき本件各決定を行った。

記

本件公開請求者からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、これまでの経緯を総合的に勘案すると、真に公文書の公開を求めているものとは解されず、実施機関の業務遂行を著しく停滞させるものであって、情報公開制度の趣旨から著しく乖離するものであり、権利の濫用に該当するため。

3 審査請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 7 までの各項の（か）欄に記載の年月日

に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、それぞれ審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張はおおむね別表項番1から項番7までの各項の（き）欄の記載及び次のとおりである。

1 審査請求の主旨

本件各決定を取消し、公開決定を求める。

2 審査請求の理由

本件各決定の却下理由はそもそも存在せず、却下理由は不正である。身障手帳交付業務の不正を組織ぐるみで隠ぺいするものであり、職権濫用である。

3 意見書

身体障がい者手帳交付申請及び障害年金申請のいずれも、視野障害が求心性視野狭窄に該当するか否かが争点

(1) 身体障がい者手帳交付申請（「求心性視野狭窄」ではない）

ア 北区役所へ申請（平成24年）

X病院の診断書添付。この診断書には求心性視野狭窄の場合にのみ該当する2級相当との記載がある。具体的説明をせず、求めた認定基準も「わからない」とした。また、納得できないのであれば異議申立すればとのこと。

イ 異議申立てするが棄却決定

理由が不十分かつ不正である。「視野が中心10度より外側に残存しており、求心性視野狭窄ではない。」とするのみで「2級相当」「所見欄の内容」についてまったく説明がない。

H30. 1. 30付け大北福第1043号部分公開案件では、視野が中心10度より外側に残存しているものを求心性視野狭窄と認定していること判明。

ウ 決定書そのものが不正

エ 認定基準の提示について

決定書に「国が定めた認定基準（いわゆるガイドライン）に基づき…」との記載があり、改めて認定基準の提示を求めるが、A係長は「わからない。」とした。

市民の声に対するH24. 6. 1付け北区長回答に、これまでの対応についての「おわび」と認定基準の添付がある。

オ 「10度以内とは、求心性視野狭窄の意味であり、輪状暗点があるものについては、両目の中心の視野がそれぞれ10度以内のものを含む。」の条文解

積について

認定基準が提示されてからは、B課長が単独で対応し、これまでと同じ説明を繰り返す。「輪状暗点」部分の解釈については「中心と外側の視野を合わせて10度以内を判断する」ものであり、厚労省に確認済みであるとした。

B課長が人事異動後に「輪状暗点部分の解釈については厚労省に確認するまでもなく、中心の視野のみで10度以内かを判断する。課長の電話で聞き取りが不十分だったと思われる。」とのこと。

北区B課長、リハセンC係長との三者面談において、「輪状暗点は中心の視野のみで10度以内かを判断する。」としたC係長説明あり。

後日、2人のいずれかが正解を報告するとしたが、その報告はなかった。

報告がないことについて、「これまでどおりの回答となりますのでご了承ください。」とする北区長回答。この北区長回答はB課長までのゲタ版決裁である。

(2) 福祉局（リハセン）の対応（平成25年）

ア 北区役所では、真実が解明できないため、リハセンを訪問する。

以前に三者面談したC係長はH24. 9. 1付けで福祉局（本庁）に人事異動となるが、H25. 4. 1にリハセンに戻っている。

イ 診断書を書いたX病院の医師が認定基準の解釈を誤っていたとするD係長の説明について

D係長に市民の声（北区の説明・対応についての質問）を手渡すも、決裁する事なく放置する。

X病院に行き、診断書作成医師と面談し、診断書に誤りがあることが判明との報告あるが、どこが誤りなのか具体的説明ができない。

そのため、二人でX病院に行く約束するが、その後一方的に約束を破った。

「X病院へ行った」が事実でないことが確実な状況。

X病院の最寄り駅は通勤経路上であり、交通費は請求していない。

Y大学の視覚障害審査会への出張では、毎回交通費請求している。

ピタパ利用との説明あるが矛盾は残る。また、ピタパ利用の場合は、請求書の備考欄にその旨記載する必要あるが、人事室は備考欄公開するが福祉局は非公開である。

(3) 「発言等」の収集（平成28年）

このころから、北区役所、福祉局、総務局が「発言等」を収集する。発言の趣旨が確認できる「前後の会話内容」は3所属ともまったく存在しないとのこと。

(4) 「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」を総務局が作成（平成30年）

ア 作成の経緯が不明

平成30年2月頃、総務局、北区役所、福祉局の職員が会合したと説明するが、出席者が不明。

リーガルチェック等法律相談を2回行ったとするが支出関係資料が不正である（「人事室に予算配付」等の書類）。

イ 特定公開請求者に関する指摘がすべて不正であり、曲解されている。

「北区役所、福祉局は特定公開請求者に対して既に十分な説明を尽くしている。」

注) H30. 1. 30付け大北福第1043号部分公開案件と私の案件との矛盾。

「特定公開請求者からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は」定義の説明がなく、各項目で前提条件。

(5) 身体障がい者手帳交付申請「求心性視野狭窄」である（令和元年）。

平成30年7月認定基準の一部改正があった。北区から、申請すれば「求心性視野狭窄」に認定の可能性がある。申請した結果、「求心性視野狭窄」と認定。

(6) 障害年金申請

ア 大阪市職員共済組合へ申請（平成23年）

X病院の診断書を添付。「求心性視野狭窄」である。

イ 定例審査のため直近の診断書を市共済に提出（平成26年）

求心性視野狭窄との認定。

ウ 「求心性視野狭窄」ではない（平成28年）

定例審査のため、直近の診断書を市共済に提出

法改正があり、今回から審査は市共済ではなく全国市町村職員共済組合連合会が行うことになったとのこと。

不正・不明な理由で「求心性視野狭窄ではない」とする通知が市共済を通して届く。

エ 「求心性視野狭窄」である（令和元年）

裁判の判決で「求心性視野狭窄」が確定。全共連の決定は違法。

全共連の主張は「身障手帳に係る認定基準と障害年金に係る認定基準では基本的な考え方は同じである。」とした。また求心性視野狭窄を認定するためには、視野が中心10数度以内におさまるものであることが前提条件。

(7) 認定基準について

複数の認定基準（解説）が存在

ア 平成24年北区役所から送付されたもの

（改正後全文）の表示無

障発第0110001号 平成15年1月10日

記載内容 A

イ 平成30年北区が求心性視野狭窄の認定に用いたもの

(改正後全文)の表示有

障発第0110001号 平成15年1月10日

記載内容 B

ウ 裁判において、全共連が証拠として提出したもの

(改正後全文)の表示有

障発第011001号(注6ケタ) 平成15年1月10日

記載内容 A

4 参考資料(身障手帳)

(1) H24. 6. 1 北区長市民の声回答

「十分な説明と明確な資料をご提示できていなかったことにつきまして深くお詫び申し上げます。国のガイドラインについては別添のとおりです。」

(2) H24. 8. 28 北区保健福祉課長 回答(課長までのゲタ版決裁)

H24. 8. 9 付けで厚労省に依頼(ゲタ版決裁)し電話で回答。

- ① 診断書等の内容を拝見したが、判断に問題はないとの回答。
- ② 制度創設時等の視野障害の論議については、記録が残っていない。

(3) H24. 10. 1 北区保健福祉センター所長回答

「10度以内については、…全残存視野で判断するものと解釈でき、厚労省からも中心と輪状暗点の外側の残存視野を併せて判断するのが正しい。」

注) この回答に係る決裁は文管システム用紙を使っているが押印で、日付は手書き。

(4) H24. 12. 26 北区長回答

「ご質問につきましてはこれまでどおりの回答となりますのでご了承ください。」

注) 区長名回答だが、課長までのゲタ版決裁

(5) H25. 1. 17 福祉局リハセンD係長手紙

X病院訪問時の説明

X病院へ二人で行く日程調整

(6) H25. 1. 25 リハセンD係長手紙

「昨日の話で、X病院へ伺う件でお電話…不在…」

「私から病院に依頼するのはすこし筋違いと思われれます。」

(7) H26. 1. 30 北区長回答

- ① 「リハセンから、輪状暗点についての説明に誤りがあるとの指摘があり、厚労省からの電話回答の聞き取りが不十分であったと判断しました。」

注) この回答に係る決裁は、区長は手書きサインで他の者は押印

- ② 「A係長はガイドラインにあたる認定基準の存在は知っていましたが、ガイドラインについて説明を求められた際に認定基準とは別にガイドラインが存在するものと誤解したものです。」

(8) H30. 8. 24総務局公開制度等担当課長回答

「これまでに回答したとおりであり、面談・説明は必要ないものと考えております。」

(9) R 2. 3. 4 北区長回答

① 「説明は十分に尽くされている」とする回答文書とは何かについて、H24. 5. 18受付分市民の声からH30. 4. 16の面談記録の25件を回答。

② H30. 1. 30付け大北福第1043号部分公開案件と私の案件の矛盾について「視野の状況は申請者により異なっており、個々の視野の状況により視野障害の等級が認定されます。」

③ 「不服に端を発する…」との認識は「H23. 7. 24付け身体障害者手帳交付申請に係る障害認定審査についての不服に端を発するものです。」

(10) R 2. 5. 18総務局長回答

「北区が説明したやろ。アホ・ボケ」との職員の発言について、「通常より大きな声となったことがありましたものの、ご指摘のような発言はしていないと記憶しているとのことでございます。大きな声により不愉快な思いをさせてしまったと反省し、当該対応を終了する際に謝罪し、ご了解をいただいたと認識…」

(11) R 2. 6. 8総務局長回答

「2回の法律相談を行うにあたって、総務局の職員が北区役所・福祉局の職員から口頭で総務局の見解を求められたことについて…客観的な記録が存在しない」

5 口頭意見陳述

上記3及び4の意見及び次の意見の陳述があった。

本件各決定に係る決裁文書には、いずれも「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」との標題の文書（以下「不当文書」という。）が添付されているが、不当文書に記載の私に関する内容は事実ではなく、歪曲されている。

したがって、不当文書を根拠としてなされた本件各決定は違法である。

また、本件各請求は不当文書の不正を明らかにするための公開請求である。

「北区役所及び福祉局は、特定公開請求者に対して既に十分な説明を尽くしている」と書いているが、私が自分の障がい認定と他の申請者の障がい認定の相違点について説明を求めても、北区役所は「視野の状況は申請者により異なっており、個々の視野の状況により視野障害の等級が認定されます。」というのみで、具体的な説明を行わない。これまでも主張してきたことだが、納得できる説明をしてくれたら、審査請求も公開請求もすべて取り下げる。

さらに、本件各決定に係る決裁文書にはいずれも不当文書しか添付されていないから、個別に判断した形跡がなく処分の判断理由に具体性が無いので、反論のしようがない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 権利の濫用を理由とした公開請求の却下について

(1) 条例第10条第2項の規定について

条例第10条第2項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

条例第10条第2項に規定する「公開をしない旨の決定」には、公開請求が対象文書を特定しておらず不適法な場合や公開請求が明らかに権利の濫用と認められる場合も含まれる。

(2) 公開請求が権利の濫用に該当するか否かの判断について

公開請求が権利の濫用に該当するか否かの判断は、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の実施機関の事務への支障及び市民等の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行うこととなる。

具体的には、次のような場合において、実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、情報公開制度の趣旨から著しく乖離する公開請求は、権利の濫用に該当する。

ア 正当な理由なく同内容の公開請求を繰り返すとき

イ 特定の部署を指定して公開請求を繰り返すとき

ウ 特定の職員に係る誹謗中傷を記載した公開請求を繰り返すとき

エ 公開決定等を受けたにもかかわらず、正当な理由なく公文書の閲覧等しないなど、公開の実施を受ける意思がないとき

オ 公開請求者の言動等から公開請求の目的が公文書の公開以外にあることが明らかであると認められるとき

カ 公開請求に係る公文書が大量である場合において、正当な理由なく公開請求の補正に応じないとき

キ 公開の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき

(3) 本市において権利の濫用を理由として実際に公開請求を却下した事例について

本市において、権利の濫用を理由として実際に公開請求を却下した事例及び却下した理由は次のとおりである。

ア 生野区役所他（上記(2)アに該当）

本件については、答申第332号等により、今後当該請求者からの特定の公開請求については、権利の濫用に該当することから却下すべきである旨、大阪市情報公開審査会から答申がなされている。

イ 都市計画局及び消防局（上記(2)ア、エ、オ、カ、キに該当）

本件については、答申第364号等により、条例第4条の規定の趣旨とは相容れない意図に基づく著しく不適正な請求であることは明らかであり、公開請求を却下すべきである旨、同審査会から答申がなされている。

ウ 阿倍野区役所（上記(2)ア、イ、ウ、オに該当）

本件については、答申第409号により、実施機関が行った公開請求却下決定が妥当である旨、同審査会から答申がなされている。

エ 財政局（上記(2)エ、オ、カに該当）

(4) 権利の濫用を理由とした公開請求却下決定が妥当であるとされた他都市事例について

ア 東京高裁平成23年7月20日判決（上記(2)カに該当）

イ 名古屋高裁平成25年10月30日判決（上記(2)オ、カ、キに該当）

ウ 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（平成23年8月11日付け横情審 答申第950号及び第951号 上記(2)ア、イ、ウ、オに該当）

2 本件請求の権利の濫用を理由とした却下について

審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、下記(1)から(4)のとおり、上記1(2)ア、エ、オ、カに該当し、真に公文書の公開を求めているものとは解されず、実施機関の業務遂行を著しく停滞させるものであって、情報公開制度の趣旨から著しく乖離するものであり、上記1(3)に記載した過去の本市の事例と比較しても十分、権利の濫用に該当すると解されることから、本件請求を却下したものである。

なお、特に下記(4)で述べるとおり、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求に係る対応によって実施機関の業務遂行は著しく停滞しており、このような状況は、他の公開請求者からの公開請求に係る対応に支障を来しかねず、到底看過し得ない状況であるものと思料する。

(1) 正当な理由なく同内容の公開請求を繰り返していること（上記1(2)ア）

ア 障がい認定審査に対する不服について、北区役所及び福祉局は、審査請求人に対して既に十分な説明を尽くしている。

イ しかしながら、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求の件数は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間で約630件と膨大な件数に及んでおり、特に平成29年度については、本市における公開請求全体に占める割合が17.8%と看過し得ない状況にある。

ウ 審査請求人は膨大な件数の公開請求を行っているものの、その内容は、ほ

- ば全てが障がい認定審査についての不服に端を発するものであり、非常に限定された内容について執拗に繰り返し請求を行っていることが認められる。
- エ 以上のことから、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、上記1(2)アの「正当な理由なく同内容の公開請求を繰り返すとき」に該当する。
- (2) 公開決定等を受けたにもかかわらず、正当な理由なく公文書の閲覧等をしていないなど、公開の実施を受ける意思がないこと（上記1(2)エ）
- ア 審査請求人の公開請求に係る対象文書は、平成28年度以後、少なくとも約6万枚に及んでいるが、審査請求人は平成30年2月の時点でこのうち約8千枚について閲覧せずに放置している。
- イ 審査請求人の公開請求に係る対象文書は、平成28年度以後、少なくとも約6万枚に及んでいるが、写しの交付を受けたのはわずか約600枚に留まっている。
- ウ 審査請求人は約8千枚について閲覧せずに放置しているにもかかわらず、新たな公開請求を繰り返している。
- エ 以上のことから、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、上記1(2)エの「公開決定等を受けたにもかかわらず、正当な理由なく公文書の閲覧等をしていないなど、公開の実施を受ける意思がないとき」に該当する。
- (3) 請求者の言動等から公開請求の目的が公文書の公開以外にあることが明らかであると認められること（上記1(2)オ）
- ア 北区役所は審査請求人に対し、身体障がい者手帳の認定に係る説明を繰り返し行っているが、審査請求人は自身の制度解釈と合致しないため、北区役所の説明を認めず、「納得のいく説明ができるまでこの公開請求はやめない。」旨の発言があった。
- イ 保存期間が間もなく満了する公文書について公開請求を行った際に、「公開請求を行えば、その決裁文書として当該文書が保存されるので、当該文書が廃棄されることを防ぐために公開請求を行った。」旨の発言があった。
- ウ 公開請求に係る公文書が大量であるため、口頭により補正を促した際に「課長が謝罪しなければ、補正に応じない。」や「課長となら話をする。」旨の発言があった。
- エ 公開請求に係る公文書が大量であり、延長決定となる場合において、単なる件数や実施機関からの回答を求めるのであれば、情報提供や文書による回答を行う旨伝えたところ、「情報提供や文書による回答の場合には、課長決裁で終えられてしまう。公開請求であれば所属長決裁になる。自分の問題を所属長へ伝えるために公開請求を行っている。」旨の発言があった。

オ 公開請求に係る公文書が大量であり、延長決定となる場合において、補正を促したところ「公開請求に係る対象文書が大量であろうと、その中から何をどれだけ見るのかは公開請求者が判断する。」旨の発言があった。

カ 対象文書が大量であることから、公開決定等の期限の特例を適用し、公開請求に係る公文書の一部について公開の実施を行った際に、対象文書の量に比して閲覧の時間が明らかに短いため、残る公文書についての補正や取り下げを口頭で促した際に、「自身の申出を市民の声として扱うならば請求の補正を行うが、扱わないのであれば補正は行わない。」旨の発言があった。

キ 上記審査請求人の発言を踏まえると、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、上記1(2)オの「請求者の言動等から公開請求の目的が公文書の公開以外にあることが明らかであると認められるとき」に該当する。

(4) 公開請求に係る公文書が大量である場合において、正当な理由なく公開請求の補正に応じないこと（上記1(2)カ）

ア 審査請求人は、次のとおり公開請求に係る公文書が大量であって、実施機関の業務遂行を著しく停滞させる公開請求を多数行っている。また、これらの公開請求の中には、全24区役所を対象とした公開請求で1区役所当たり約20時間、全24区役所で約480時間を要したと推計される公開請求も存在する。

(ア) 審査請求人は、北区役所及び福祉局へ行った公開請求と同種の公開請求を本市各所属に対して行っており、審査請求人の公開請求に係る事務処理のために、本市全体で非常に長時間を要している。

(イ) 審査請求人は公開請求において、審査請求人が設定した複数の条件に合致する各所属が保有する公文書を求める公開請求を多数行うが、当該条件に合致した公文書の探索のために、各所属において非常に長時間を要している。

イ しかしながら、上記(2)のとおり、実施機関が非常に長時間を費やして大量の公文書に対して公開決定等を行ったにもかかわらず、審査請求人はそのすべてを詳細に閲覧するわけではない。

そこで、審査請求人が指定する条件に合致する事例の有無や件数などを別途情報提供し、その中から必要に応じて公開請求を行うことなどを求め補正を求めるものの、上記(3)の発言のとおり、審査請求人は正当な理由なく応じない。

ウ 以上のことから、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、上記1(2)カの「公開請求に係る公文書が大量である場合において、正当な理由なく公開請求の補正に応じないとき」に該当する。

3 その他

審査請求人は、「権利の濫用…却下について」の記載内容は事実ではないと主張する。

この「権利の濫用…却下について」とは、実施機関において、本件各決定を行うにあたっての資料として、審査請求人の公開請求等の状況と権利の濫用にあたるとした過去の答申の考え方等まとめた文書「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」のことである。

当該文書の記載内容は、事実に基づくものであり、本件各決定を行った実施機関の判断に誤りはない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求が、公開請求権の濫用と認められるとして本件各決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件各決定の取消しを求めている。

したがって、本件各審査請求における争点は、本件各請求が公開請求権の濫用と認められるとしてなされた本件各決定の妥当性である。

3 公開請求権の濫用について

公開請求権は、公開請求者が求める情報を請求する権利として尊重されるべきものではあるが、権利の行使とはいえ、常に例外なしに無制限に認められるというわけではなく、たとえば、公開請求の趣旨、内容その他諸般の事情から、公開請求の目的が、条例の趣旨から著しく乖離した不適正なものであることが一見して明白である場合など、当該公開請求が著しく不適正なものであると明らかに認められるときは、条例上、規定は設けられていないが、権利濫用に関する一般法理を適用することにより不適法な請求として却下できると解するのが相当である(条例第4条参照)。

もっとも、権利濫用の法理により公開請求を却下することは、条例が予定していないような例外的場合に限られるのであって、その適用にあたっては公開請求権を不当に制限することのないよう慎重な判断が求められることはいうまでもない。

4 本件各請求の権利濫用該当性について

当審査会では、答申第487号で平成29年12月から令和元年11月までになされた審査請求人の公開請求（以下「一連の公開請求」という。）は、それまでの審査請求人による公開請求制度の利用状況、実施機関の事務の負担及び審査請求人の目的を踏まえ、公開請求権の濫用に該当すると判断した。

本件各請求は令和2年2月から8月までになされており、その請求内容を確認したところ、福祉局心身障がい者リハビリテーションセンターの職員の出張旅費申請の不正を訴える通報に対する所属内調査の結果報告の決裁が所属長決裁を要しないとする根拠を求めるもの、障がい認定（視覚）に対する異議申立てに係る審査請求人以外の決定書の公開を求めるもの、審査請求人に対する公開請求却下決定に際し実施機関が行った弁護士相談に関する文書の公開を求めるもの、当審査会及び大阪市個人情報保護審議会における口頭意見陳述の実施に関する公文書を求めるものであった。審査請求人が口頭意見陳述等において、障がい認定審査の経過、実施機関の対応への不満、障害年金と身体障がい者手帳交付申請の認定結果の相違を中心に主張しているものであることも踏まえると、本件各請求は、その時期及び内容から、障がい認定の不服に端を発するものであり一連の公開請求と一体をなすものであると認められる。

そうすると、本件各請求は、答申第487号で審議した公開請求と一体をなすものとして、実施機関の業務遂行を著しく停滞、混乱させるものであって、条例の趣旨とは相容れない、自身の障がい認定に係る対応の非を実施機関に認めさせようとする意図に基づく著しく不適正な請求であり、公開請求権の濫用に該当すると考えるのが相当である。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇

(参考) 答申に至る経過

令和2年度諮問受理第1号ほか6件

年 月 日	経 過
令和2年4月22日	諮問書の受理（令和2年度諮問受理第1号）
令和2年8月7日	諮問書の受理（令和2年度諮問受理第5号・6号）
令和2年9月2日	諮問書の受理（令和2年度諮問受理第8号・9号）
令和2年10月7日	諮問書の受理（令和2年度諮問受理第10号・11号）
令和3年2月22日	実施機関からの意見書の收受
令和3年6月23日	調査審議
令和3年7月27日	調査審議
令和3年8月25日	調査審議
令和3年9月24日	調査審議
令和3年10月27日	調査審議（審査請求人の口頭意見陳述）、審査請求人からの意見書の收受
令和3年11月17日	調査審議
令和3年12月28日	調査審議
令和4年3月3日	答申

【別表】 審査請求内容一覧

項番	諮問 受理番号	(あ) 諮問	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 審査請求日	(き)
								審査請求人の主張
1	R2 年度 諮問受理 第1号	大北福第 91 号 令和 2 年 4 月 22 日	令和 2 年 2 月 7 日	R 元. 12.23 付市民の声に対する R 2 . 1 . 9 付福 祉局長回答に「公益通報案件・・・調査結果から必 ずしも所属長決裁・・・ではなく・・・」とある。このこと が確認できる規則等。	北区役所 福祉課	令和 2 年 2 月 21 日 付け大北福第 1617 号 公開請求却下 決定	令和 2 年 3 月 24 日	本決定の取り消しを求める。 本請求に対する公開決定を求める。 知る権利が不当に奪われている。請求した内容はそもそも回答に含 める必要があるものである。却下理由はそれ自体不当であるが本請求 には関係がなく該当もしない。
2	R2 年度 諮問受理 第5号	大北福第 641 号 令和 2 年 8 月 7 日	令和 2 年 5 月 13 日	H30. 3 . 12 に大阪市が行ったリーガルサポーター ズ制度を利用した法律相談に係る支出に関する文 書のすべて。ただし、総務局保有分について総務 局の決定を求める。	北区役所 福祉課	令和 2 年 6 月 24 日付け大北福第 431 号 公開請求 却下決定	令和 2 年 7 月 10 日	本決定の取消しと新たな公開決定を求める。 公開請求却下理由が不正であり、そもそも却下する理由は存在しな いため。
3	R2 年度 諮問受理 第6号	大北福第 645 号 令和 2 年 8 月 7 日	令和 2 年 6 月 1 日	①開示請求・②公開請求での審査請求に係る「口 頭意見陳述の希望調査に関する決裁文書。ただ し、平成 27 年度以降作成分について。	北区役所 福祉課	令和 2 年 6 月 24 日付け大北福第 432 号 公開請求 却下決定	令和 2 年 7 月 13 日	本決定の取消しと新たな公開決定を求める。 出頭との用語の使用状況を確認するための公開請求であり、却下す る理由は存在しない。したがって本件却下理由が不正であるため。
4	R2 年度 諮問受理 第8号	大北福第 777 号 令和 2 年 9 月 2 日	令和 2 年 6 月 22 日	総務局が所管する情報公開審査会に係る「大阪市 情報公開審査会への出頭について」とする文書の すべて。ただし、総務局保有分について。平成 26 年度以降、各年度ごとに決定してください。	北区役所 福祉課	令和 2 年 7 月 6 日 付け大北福第 490 号 公開請求却下 決定	令和 2 年 8 月 3 日	本決定の取消しと新たな公開決定を求める。 却下決定の理由が不正であり、そもそも却下理由は存在しない。
5	R2 年度 諮問受理 第9号	大北福第 779 号 令和 2 年 9 月 2 日	令和 2 年 6 月 22 日	総務局が所管する個人情報保護審議会に係る「個 人情報審議会への出頭について」とする文書のす べて。ただし、総務局が保有する文書で平成 26 年度以降各年度ごとに決定してください。	北区役所 福祉課	令和 2 年 7 月 6 日 付け大北福第 491 号 公開請求却下 決定	令和 2 年 8 月 3 日	本決定の取消しと新たな公開決定を求める。 却下決定の理由が不正であり、そもそも却下理由は存在しない。

【別表】 審査請求内容一覧

項番	諮問	(あ) 諮問	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 審査請求日	(き) 審査請求の理由
6	R2 年度 諮問受理 第 10 号	大北福第 1062 号令和 2 年 10 月 7 日	令和 2 年 8 月 17 日	R 2 . 7 . 20 付大生保福第 3547 号不存在による非開示決定通知書にある「大生保福第 3141 号平成 26 年 7 月 30 日付決定書」に係る文書のすべて。ただし、福祉局リハセン保有分について。	北区役所 福祉課	令和 2 年 8 月 31 日付け大北福第 763 号 公開請求 却下決定	令和 2 年 9 月 7 日	本決定の取消しと新たな公開決定を求める。 却下決定理由は、結論ありきで具体的な却下理由が無く不正であるため。本件公開請求は H26. 7 . 30 付大生保福第 3141 号公開決定での公開文書(身障手帳交付申請関係)が理論的に不正であることが確実であり・公文書改ざんの疑いがあるために、事実確認を目的とした公開請求である。したがって本決定は身障手帳交付業務の不正を組織ぐるみで隠ぺいするものであり、職権濫用である。
7	R2 年度 諮問受理 第 11 号	大北福第 1064 号令和 2 年 10 月 7 日	令和 2 年 8 月 21 日	審査請求における答申に係り R 2 . 3 . 5 付大生保福第 3905 号部分公開決定がある。この決定に係る決裁文書。(生野区保有)	北区役所 福祉課	令和 2 年 9 月 4 日 付け大北福第 803 号 公開請求却下 決定	令和 2 年 9 月 9 日	本決定の取消しと新たな公開決定を求める。 R 2 . 3 . 5 付大生保福第 3905 号の公開文書に重大な不正があるため、その決裁の有無等により責任の所在等を確認するための本件公開請求であり、示された却下理由には、まったく該当しない。そもそもこの却下理由そのものが不正である。